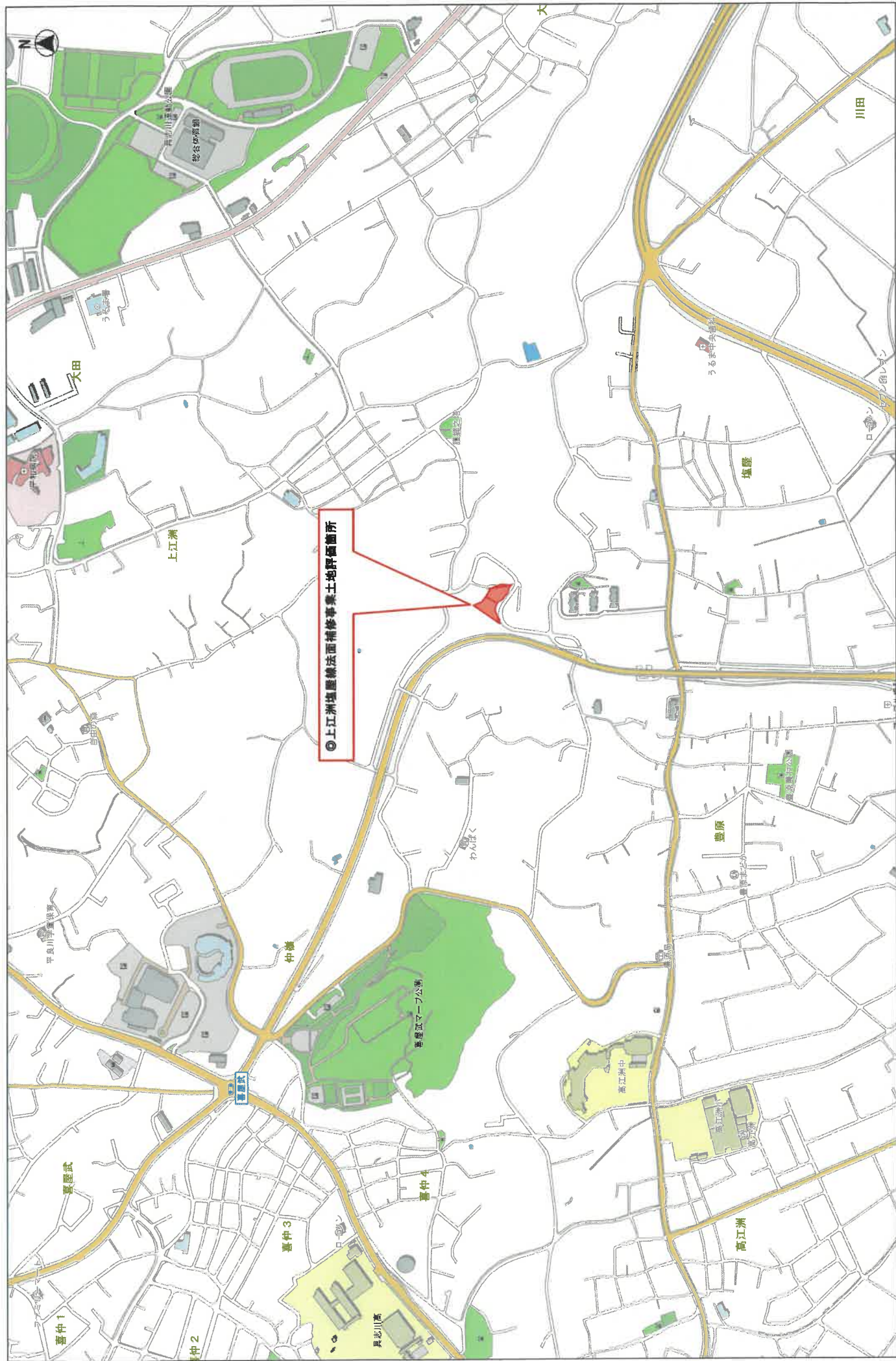




縮尺 1 : 6000



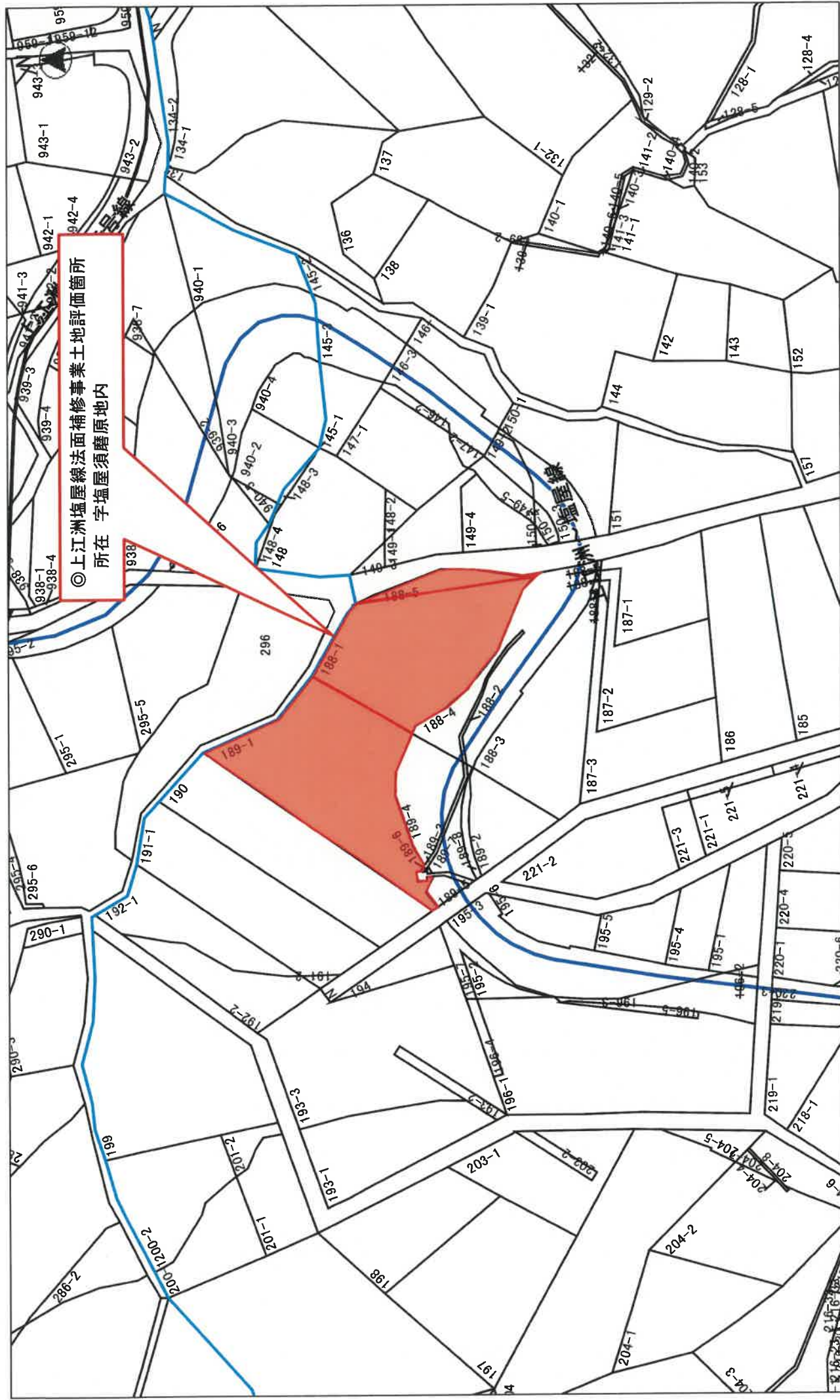
上江洲塩屋線法面補修事業土地評価箇所 位置図



縮尺 1 : 1000



上江洲塩屋線法面補修事業土地評価箇所 位置図
(字塩屋須麻原地内)



上江洲塩屋線法面補修事業土地評価箇所 位置図
(字塩屋須磨原地内)

縮尺 1 : 1000



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年2月10日	不動産番号	3601005156146
地図番号	Q25-1、-2	筆界特定	余白		
所 在	具志川市字塩屋須摩原			余白	
	うるま市字塩屋須摩原			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年5月17日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
189番	原野	1431		余白	
余白	余白	1441		③錯誤 〔昭和50年3月6日〕	
189番1	余白	1374		昭和49年11月10日一部地目変更 ①③189番1ないし189番3に分筆 〔昭和50年3月6日〕	
余白	余白	1176		③錯誤 〔昭和56年3月23日〕	
余白	余白	926		昭和56年2月28日一部地目変更 ③189番1、189番4、189番5に分筆 〔昭和56年3月23日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年2月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和60年11月1日 第12398号	原因 昭和60年10月22日売買 所有者 那覇市繁多川二丁目17番5号 合資会社沖縄関ヶ原石材 順位4番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年2月10日

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和60年7月11日 第7387号	原因 昭和60年7月11日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1億円 利息 年9・00% (年365日日割計算) 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 沖縄市胡屋二丁目4番25号 合 名 会 社 鎌 田 商 事 抵当権者 那覇市久茂地一丁目11番1号 株 式 会 社 琉 球 銀 行 (取扱店 コザ支店) 共同担保 目録(第)247/3610号 順位8番の登記を移記

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D75799 (6/9)

1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	1番抵当権変更	昭和60年12月3日 第13411号	原因 昭和60年12月2日免責的債務引受 債務者 那覇市繁多川二丁目17番5号 合資会社沖縄関ヶ原石材 順位8番付記1号の登記を移記
2	根抵当権設定	平成3年10月14日 第11087号	原因 平成3年10月14日設定 極度額 金7,800万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 那覇市繁多川二丁目17番5号 合資会社沖縄関ヶ原石材 根抵当権者 那覇市久茂地二丁目9番12号 株式会社沖縄海邦銀行 (取扱店 市場支店) 共同担保 目録(注)第3607/3610号 順位12番の登記を移記
付記1号	2番根抵当権変更	平成4年3月11日 第2810号	原因 平成4年3月11日変更 極度額 金1億9,500万円 順位12番付記1号の登記を移記
付記2号	2番根抵当権変更	平成15年11月20日 第17668号	(取扱店 松尾支店)
付記3号	2番根抵当権移転	平成27年2月13日 第2214号	原因 平成27年1月29日譲渡 根抵当権者 沖縄県那覇市久茂地三丁目10番1号 株式会社沖縄銀行 (取扱店 大道支店)
3	根抵当権設定	平成10年8月14日 第6852号	原因 平成10年7月27日設定 極度額 金1億6,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 那覇市繁多川二丁目17番5号 合資会社沖縄関ヶ原石材 根抵当権者 那覇市松山一丁目1番12号 沖縄信用金庫 共同担保 目録(注)第3170/3610号 順位13番の登記を移記
付記1号	3番根抵当権元本確定	平成14年3月18日 第2146号	原因 平成14年3月3日確定 順位13番付記1号の登記を移記
付記2号	3番根抵当権移転	平成14年3月18日 第2147号	原因 平成14年3月18日債権譲渡 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 順位13番付記2号の登記を移記
4	根抵当権設定	平成10年8月14日 第6853号	原因 平成10年7月27日設定 極度額 金2億円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 那覇市繁多川二丁目17番5号 ヤト一産業株式会社 根抵当権者 那覇市松山一丁目1番12号 沖縄信用金庫 共同担保 目録(注)第3171/3610号

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D75799 (6/9)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位14番の登記を移記
付記1号	4番根抵当権元本確定	平成14年3月18日 第2144号	原因 平成14年3月3日確定 順位14番付記1号の登記を移記
付記2号	4番根抵当権移転	平成14年3月18日 第2145号	原因 平成14年3月18日債権譲渡 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 順位14番付記2号の登記を移記
5	根抵当権設定	平成10年8月14日 第6854号	原因 平成10年7月27日設定 極度額 金4,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 那覇市繁多川二丁目17番5号 合資会社沖縄関ヶ原石材 根抵当権者 那覇市松山一丁目1番12号 沖縄信用金庫 共同担保 目録(め)第3173/3610号 順位15番の登記を移記
付記1号	5番根抵当権元本確定	平成14年3月18日 第2148号	原因 平成14年3月3日確定 順位15番付記1号の登記を移記
付記2号	5番根抵当権移転	平成14年3月18日 第2149号	原因 平成14年3月18日債権譲渡 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 順位15番付記2号の登記を移記
6	根抵当権設定	平成10年8月14日 第6855号	原因 平成10年7月27日設定 極度額 金6,500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 那覇市繁多川二丁目17番5号 ヤト一産業株式会社 根抵当権者 那覇市松山一丁目1番12号 沖縄信用金庫 共同担保 目録(め)第3174/3610号 順位16番の登記を移記
付記1号	6番根抵当権元本確定	平成14年3月18日 第2142号	原因 平成14年3月3日確定 順位16番付記1号の登記を移記
付記2号	6番根抵当権移転	平成14年3月18日 第2143号	原因 平成14年3月18日債権譲渡 根抵当権者 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社整理回収機構 順位16番付記2号の登記を移記
7	1番抵当権抹消	平成14年9月25日 第7048号	原因 平成14年8月19日弁済 順位17番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年2月10日
8	3番、4番、5番、6番根抵当権抹	平成18年1月19日	原因 平成17年10月28日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D75799 (6/9)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	消	第829号	
9	2番根抵当権抹消	令和3年3月23日 第4187号	原因 令和3年3月18日根抵当権放棄



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和8年6月5日

那覇地方法務局沖縄支局

登記官

黒島安雄

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D75799 (6/9)

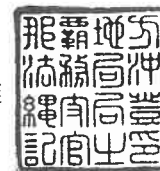


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年2月10日	不動産番号	3601005156141
地図番号	Q25-2、-4	筆界特定	余白		
所 在	具志川市字塩屋須摩原			余白	
	うるま市字塩屋須摩原			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年5月17日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
188番	原野	1590		余白	
余白	余白	1848		③錯誤 〔昭和50年3月6日〕	
188番1	余白	1840		昭和49年11月10日一部地目変更 ①③188番1、188番2に分筆 〔昭和50年3月6日〕	
余白	余白	1897		③錯誤 〔昭和56年3月17日〕	
余白	余白	872		昭和56年2月28日一部地目変更 ③188番1、188番3、188番4に分筆 〔昭和56年3月17日〕	
余白	余白	789		③188番1、188番5に分筆 〔平成9年6月18日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年2月10日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年6月20日 第5002号	原因 昭和47年6月10日売買 所有者 中頭郡美里村字桃原195番地 上 江 洲 安 徳 順位2番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年2月10日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年6月5日
那覇地方務局沖縄支局

登記官

黒 島 安 雄

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D75799 (7 / 9)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年2月10日	不動産番号	3601005156145
地図番号	Q25-2	筆界特定	余白		
所 在	具志川市字塩屋須摩原			余白	
	うるま市字塩屋須摩原			平成17年4月1日行政区画変更 平成17年5月17日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
188番5	原野	82		188番1から分筆 〔平成9年6月18日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成15年2月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成9年7月16日 第7117号	原因 平成9年7月1日売買 所有者 沖縄市字美里1283番地 有限会社長谷部建築研究所 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	令和1年6月14日 第8956号	原因 平成11年3月5日本店移転 平成15年5月12日住居表示実施 本店 沖縄県沖縄市比屋根二丁目11番5号
	余白	余白	管轄転属により登記 平成15年2月10日
2	所有権移転	令和1年6月26日 第9622号	原因 令和1年5月31日交換 所有者 沖縄県うるま市字塩屋149番地1 長 谷 部 京 子



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年6月5日
那覇地方法務局沖縄支局

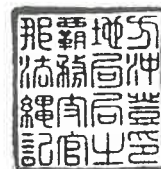
登記官

黒 島 安 雄

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D75799 (8/9)



評価依頼地一覧

事業名: 上江洲塩屋線法面補修事業土地評価業務

画地 No.	所 在	地 番	地 目	面積 (㎡)
1	うるま市字塩屋須磨原	189 -1	原野	926.00
2	うるま市字塩屋須磨原	188 -1	原野	789.00
3	うるま市字塩屋須磨原	188 -5	原野	82.00